

運営規程



株式会社ファーストケア
居宅介護支援事業所 介護保険プラン・桐生

（事業の目的）

第1条 株式会社ファーストケアが開設する介護保険プラン・桐生（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の身心の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮すること。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

2 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 介護保険プラン・桐生
- 二 所在地 群馬県桐生市相生町1丁目 251-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 主任介護支援専門員 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 2名（常勤2名のうち1名は管理者と兼務、1名は常勤専従）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- 三 業務の状況に応じて職員数を増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び夏季休暇 8 月 13 日から 8 月 16 日、年末年始休暇 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 二 営業時間 平日午前 9 時から午後 6 時までとする。
- 三 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 各サービスの実施状況の確認と修正
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析票の種類は、当該事業所独自の方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者の居宅もしくは、利用者の指定する場所場所又は事業所内の相談室とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を実施した場合の利用料の額は、「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、桐生市、太田市、みどり市及び生活拠点を上記地域に移した被保険者の所属保険者地域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告することとする。

(苦情・ハラスメント対応)

第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者又はその家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。

二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（身体拘束に関する事項）

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身心を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、本人及び家族等への説明同意、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等については、衛生的な管理に努めるものとする。

（個人情報の保持）

第17条 職員は正当な理由なく、その業務上知り得た、利用者又はその家族等の個人情報を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの個人情報を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

（記録の保存）

第18条 事業所は、指定居宅介護支援に関する次の記録を保存する。

- 一 居宅サービス計画
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- 三 サービス担当者会議の記録
- 四 モニタリング結果の記録
- 五 利用者からの苦情の内容等の記録
- 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 その他提供した具体的なサービス内容等の記録

（その他運営についての留意事項）

第19条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

この規程は、平成25年2月18日から施行する。

この規定は 平成25年7月13日から施行する。

この規定は 平成25年8月19日から施行する。

この規定は 平成28年12月1日から施行する。

この規定は 平成30年5月21日から施行する。

この規定は 平成30年9月3日から施行する。

この規定は 令和5年9月1日から施行する。

この規定は 令和6年3月1日から施行する。

この規定は 令和6年4月1日から施行する。

この規定は 令和7年4月1日から施行する。

この規程は 令和7年12月1日から施行する。